

令和 7 年度第 7 回名寄市地域公共交通活性化協議会

日 時：令和 8 年 3 月 1 9 日（木）

1 0 時 0 0 分～1 1 時 3 0 分

場 所：名寄市民文化センター

2 階視聴覚研修室

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 下多寄線、御料線デマンドバスの状況報告について 資料 1

→事務局から説明

→（委員）令和 8 事業年度の運行計画回数を減らすことはできないのか。

→（事務局）令和 8 事業年度の計画は、既に令和 7 年 9 月に認定を受けており、減便等をしない限り運行計画回数の変更をすることはできない。

→（委員）国の補助金を受けられなかった場合の費用負担はどうなるのか。

→（事務局）運行計画回数に基づいた委託料で契約を行っているが、運行計画回数に対する実績回数が補助要件を満たさないことでの補助落ちであれば、その分の運行経費もかかっていないことになるので、事業者との協議の上で決定したい。

→（委員）利用促進策の検討が必要である。また、利用者が減少した原因分析はできているのか。

→（事務局）現状は、月別の利用者実績の把握に留まっている。地域へのヒアリングを行い原因分析に努めたい。

→（委員）対象エリアの住民は、現状を理解しているのか。

→（委員）風連地区エリアの町内会長が集まる会議の中では、委員である私から現状の共有を行った。今後、市からの説明の機会を設けていただきたい

(2) 「のるーと名寄」の実証運行の中間報告について 資料 2

→事務局から説明

→（委員）待ち時間を少なくするため、設定変更を行ったが、のるーとが待ち時間が短くなればらるほどタクシーと同様の乗り物の扱いと認識になる。それぞれの交通の棲み分けを考える必要があるのではないかと。

4 協議事項

(1) 「のるーと名寄」の利用者アンケートの実施について 資料 3

→事務局から説明

→（委員）のるーとを利用する前の交通手段の項目を設けてはどうか。

→（委員）新規利用者の向上につながるように、利用していない人がなぜ利用しないかなどの項目を設けてはどうか。

→（委員）前回の利用者アンケートの回答数よりも回答数の増加をするために、車内・施設内への QR コードの掲示や回答者に対するインセンティブを設けてはどうか。

→（事務局）いただいた意見を検討し、再度書面にて委員に図らせていただく。

- （委員）合わせて、下多寄線、御料線デマンドバスのアンケートを実施してはどうか。
- （事務局）対象エリアが限られていることから、質問項目や手法を検討し別途市民の意見を確認できるようにしたい。

（２）監査委員の選出、令和７年度会計予算（案）について 資料４

- 事務局から説明
- 監査委員に久保委員、高橋委員を指名。

５ その他

６ 閉 会

風連地区デマンドバス(下多寄線、御料線)は、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を受けて運行している補助金を受けるにあたっての「補助要件」、「計画認定申請～交付申請～交付決定」の流れは別添のとおり

令和7事業年度（R6.10～R7.9）

補助要件のうち運行計画回数の3割を満たさない実績回数となったため、御料線が補助落ち(651千円)

【運行実績】

路線名	計画回数	実績回数	運行割合
下多寄線	2,317回	838回	36.1%
御料線	2,555回	429回	16.8%

令和8事業年度（R7.10～R8.9） 令和7年6月に提出、9月に認定済み

過去の利用推移から今年度の運行回数も減少見込みのため、2路線ともに補助落ちの可能性がある

【運行計画回数】

路線名	計画回数
下多寄線	2,319回
御料線	2,555回



補助要件を満たさない実績回数となっていることから、運行本数の減便の検討などが必要である

風連地区デマンドバス(下多寄線、御料線)について

利用実績(参考)

下多寄線	R4	R5	R6	R7
利用人数(前年比)	1,966人	1,684人(86%)	1,365人(81%)	1,007人(74%)
運行回数(前年比)	1,138回	1,131回(99%)	952回(84%)	838回(88%)
運行割合(計画回数)	49%(2,317回)	48.8%(2,315回)	40.9%(2,324回)	36.1%(2,317回)
委託料(事業年度)	3,932千円	4,950千円	4,950千円	4,950千円

御料線	R4	R5	R6	R7
利用人数(前年比)	1,622人	1,318人(81%)	990人(75%)	514人(52%)
運行回数(前年比)	1,183回	1,097回(93%)	848回(77%)	429回(51%)
運行割合(計画回数)	46.3%(2,555回)	42.9%(1,097回)	33.1%(2,562回)	16.8%(2,555回)
委託料(事業年度)	5,549千円	5,549千円	6,667千円	6,667千円

運行体制変更に関する今後の流れ

- (1)対象エリアの住民へのヒアリング、協議
- (2)減便等の運行体制の変更案を協議会で報告
- (3)地域住民へ周知

併せて、風連地区全体の公共交通に関する議論を実施し最適化を目指す

主な補助要件

- 地域公共交通計画に運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法の記載があること
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行
(注意)道路運送法21条許可による運行は補助要件を全て満たしていたとしても一律補助対象外です！！
- 補助対象地域間幹線バス系統と接続※1するものであること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続するものであること(通称:接続性)
- 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること(通称:新規性)※3
- 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること
- 1回当たりの乗車人員が2人以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
- 計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているもの

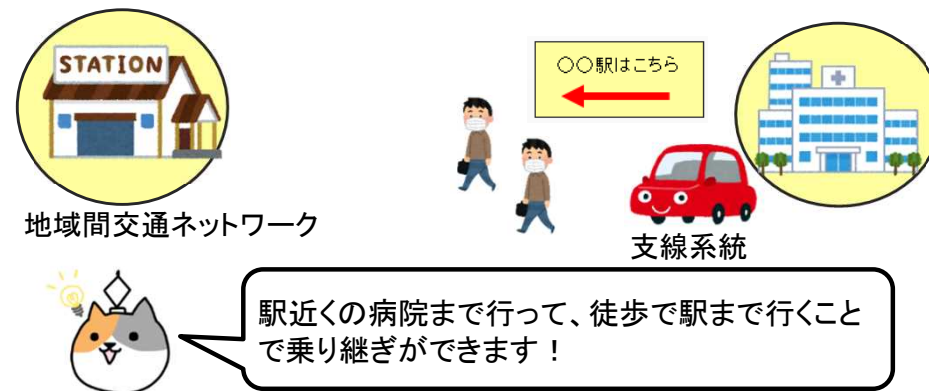
※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統(複数市町村にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの)、鉄道、航路、航空路

※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される(補助対象期間は各計画の認定期間に限る)

○「接続」イメージ・・・停留所等の共有



○「接続」イメージ・・・停留所等の近接



関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

24

「のるーと」利用者数の実績

単位：名

令和5年度	年度	待ち時間	キャンセル率		R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	計
総乗客者数	R5.11～R6.3	7.60分	12.70%							
	R6.4～R7.3	9.18分	12.69%		381	661	732	892	841	3,507
うちYoroca利用	R7.4～R7.12	10.49分	13.69%							
	R8.1～R8.2	29.71分	31.17%		29	206	269	248	340	1,092
1日当たり	R8.1～R8.3	分	%							
	R7.12	16.52分	23.19%		19.1	31.5	34.9	46.9	42.1	34.9
累計登録者数	R8.1	32.16分	31.21%							
	R8.2	26.99分	31.33%		483	673	797	922	1,025	+1,025

単位：名

令和6年度	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	計
総乗客者数	548	486	528	603	641	484	657	922	1,370	1,199	1,257	1,322	10,017
うちYoroca利用	254	157	182	202	233	190	215	282	371	300	362	335	3,083
1日当たり	26.1	23.1	26.4	27.4	30.5	25.5	29.9	46.1	65.2	57.1	69.8	66.1	41.1
登録者数	1,091	1,146	1,193	1,226	1,271	1,304	1,344	1,417	1,512	1,578	1,632	1,691	+666

単位：名

令和7年度	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	計
総乗客者数	1,129	894	1,061	1,146	1,060	1,129	1,468	1,453	2,011	1,984	1,894		15,229
うちYoroca利用	342	246	401	350	299	250	313	301	495	826	755		4,578
1日当たり	53.8	44.7	50.5	52.1	53.0	56.5	66.7	80.7	91.4	95.2	100.8		74.5
登録者数	1,746	1,778	1,808	1,851	1,906	1,950	2,010	2,115	2,265	2,385	2,475		+694

「のるーと」利用者数の実績（拡大分）

《運行時間拡大分》 7:00~17:00 ➡ 7:00~18:00

單位：名

1月	5日 月	6日 火	7日 水	8日 木	9日 金	12日 月	13日 火	14日 水	15日 木	16日 金	19日 月	20日 火	21日 水	22日 木	23日 金	26日 月	27日 火	28日 水	29日 木	30日 金	計	平均
全 体	80	107	105	85	100		107	101	109	104	90	106	85	99	96	91	97	103	97	108	1,870	98.4
拡大分	2	4	4	3	4		3	3	3	4	3	5	3	5	4	3	3	4	4	1	65	3.4
割 合	2.5%	3.7%	3.8%	3.5%	4.0%		2.8%	3.0%	2.8%	3.8%	3.3%	4.7%	3.5%	5.1%	4.2%	3.3%	3.1%	3.9%	4.1%	0.9%	3.5%	3.5%

2月	2日 月	3日 火	4日 水	5日 木	6日 金	9日 月	10日 火	11日 水	12日 木	13日 金	16日 月	17日 火	18日 水	19日 木	20日 金	23日 月	24日 火	25日 水	26日 木	27日 金	計	平均
全 体	90	105	94	95	102	106	101		92	106	106	93	94	95	114		103	106	100	112	1,814	100.8
拡大分	3	3	2	3	6	9	4		8	3	6	2	2	5	5		4	4	2	5	76	4.2
割 合	3.3%	2.9%	2.1%	3.2%	5.9%	8.5%	4.0%		8.7%	2.8%	5.7%	2.2%	2.1%	5.3%	4.4%		3.9%	3.8%	2.0%	4.5%	4.2%	4.2%

[illegible]

《運行日拡大分》 平日のみ ➡ 平日+土曜日(9:00~13:00)

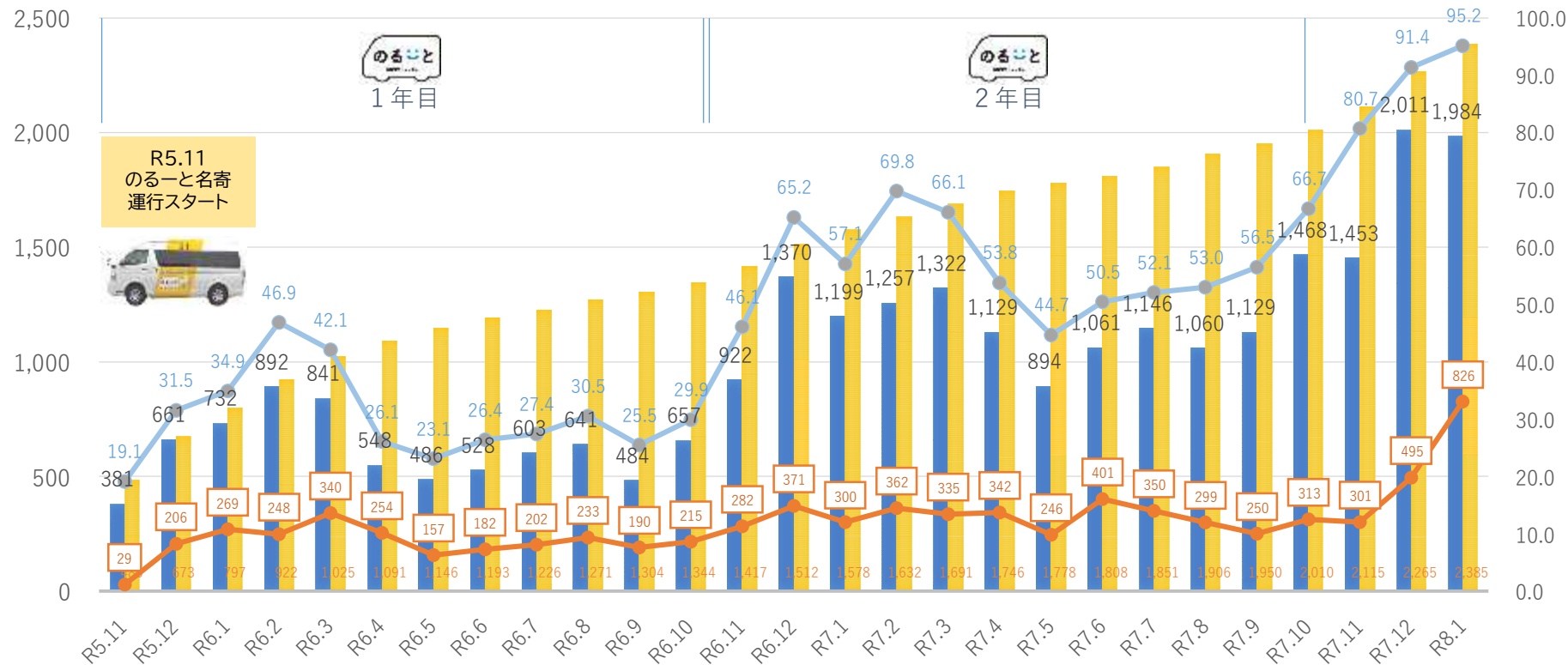
単位：名

1月	10日 土	17日 土	24日 土	31日 土	2月	7日 土	14日 土	21日 土	28日 土		
乗客数	21	19	20	21	乗客数	23	18	24	15		
3月	7日 土	14日 土	21日 土	28日 土	4月	7日 土	14日 土	21日 土	28日 土	計	平均
乗客数	28	21			乗客数					210	26.3

《乗降場所R8.1~2》	乗車	降車
ローソン徳田店	3	2
セブンイレブン徳田店	15	18
星野珈琲名寄店	19	37
名寄中学校前	11	12
計(新設)	48	69
コンビニ(新設含む)	66	109

AIオンデマンドバス「のるーと名寄」利用者数の実績

■ 総乗客者数 ■ 累計登録者数 — うちYoroca利用 — 1日当たり



「のるーと名寄」に関する利用者アンケート調査

1 目 的

実態とニーズの把握

課題の抽出

最適化に向けて

- ・ 運行日時
- ・ 乗降場所
- ・ 電話予約可能日

2 実施期間

令和8年3月24日（火）～4月17日（金）

3 アンケート内容

別紙のとおり

4 周知方法

広報なよろ4月号、市ホームページ、市公式LINE、のるーとアプリ、
車内や公共施設などに掲示

5 回答方法

Logoフォーム（QRコード）、紙（車内や公共施設に配置）での回答

「のるーと名寄」に関する利用者アンケート調査

以下の質問について、あてはまる番号に○をつけてください。

~~~「のるーと」の利用に対する質問 ~~~

問1 利用目的について教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- ① 通勤 ② 通学 ③ 買い物 ④ 通院 ⑤ 趣味や娯楽 ⑥ 習い事
⑦ その他 ()

問2 乗ってみようと思ったきっかけを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- ① コミバスが廃止になって ② 自動車免許を返納したため ③ 家族などからの勧め
④ 市役所の情報を見て ⑤ 便利そうだった(予約・乗降場所) ⑥ タクシーより安い
⑦ キャンペーン情報を見て ⑧ 利用説明会に参加して ⑨ その他 ()

問3 乗ったことがない方に、乗ってもらうにはどうしたら良いと思うか教えてください。
(あてはまるものすべてに○)

- ① 体験乗車キャンペーンなどの実施 ② SNS や広報での周知 ③ 利便性の向上(日時
拡大・乗降場所改善・運賃値下げ・待ち時間短縮) ④ その他 ()

~~~「のるーと」の実証運行に対する質問 ~~~

問4 「運行時間」について(7:00~17:00 → 7:00~18:00)

- ① 非常に良い ② 少し良くなった ③ 変わらない
④ 少し使いにくくなった ⑤ 非常に使いにくくなった

問5 「運行日」について(平日のみ → 平日+土曜日 9:00~13:00)

- ① 非常に良い ② 少し良くなった ③ 変わらない
④ 少し使いにくくなった ⑤ 非常に使いにくくなった

問6 乗降場所の設置場所について(新設4か所:徳田エリアの拡充、コンビニ等へ移設)

- ① 非常に良い ② 少し良くなった ③ 変わらない
④ 少し使いにくくなった ⑤ 非常に使いにくくなった

問7 予約可能期間について(3日前 → 7日前)

- ① 非常に良い ② 少し良くなった ③ 変わらない
④ 少し使いにくくなった ⑤ 非常に使いにくくなった

問8 実証運行について、今後の運行に向けたご意見・ご要望を自由にご記入ください。

~~~~「のるーと」の満足度・運賃に対する質問 ~~~~

問9 「のるーと」の利用における満足度を教えてください。(1つに○)

- ① 大変満足 ② 少し満足 ③ 普通 ④ 少し不満 ⑤ 大変不満

問10 どのような点に満足していただきましたか。(最大3つに○)

- ① 乗りたい時間に乗れる ② 事前に予約ができる ③ 待ち時間が短い  
④ アプリ操作が簡単 ⑤ 乗車時間が短い ⑥ 乗降場所までの距離が近い  
⑦ 電話で予約ができる ⑧ 利用しやすい運賃である ⑨ その他( )

問11 どのような点に不満を持たれましたか。(最大3つに○)

- ① 乗りたい時間に乗れない ② 予約が面倒 ③ 待ち時間が長い  
④ アプリ操作が難しい ⑤ 乗車時間が長い ⑥ 乗降場所までの距離が遠い  
⑦ 乗降場所がわかりにくい ⑧ 運行開始時間が遅い ⑨ 運行終了時間が早い  
⑩ 乗り合いになる ⑪ その他( )

問12 「のるーと」は運賃収入だけでは運行できないため、市民の皆さんの税金などから運行費用が負担されています。持続可能で、かつ、地域の民間公共交通機関と共存できるような運賃設定が必要であると考えています。

運賃の設定について、あてはまるものを選択してください。(1つに○)

- ① 妥当である ② 高い ⇒ 妥当だと思う金額( 円)  
③ 安い ⇒ 妥当だと思う金額( 円)

問13 「のるーと」について、どのような工夫・改善があれば、もっと乗ってみようと思うか教えてください。(あてはまるものすべてに○)

- ① 運行時間の拡大(現在は7:00~18:00)  
② 運行日の拡大(現在は平日+土曜日9:00~13:00のみ)  
③ 運賃の値下げ(現在は大人300円 小学生200円 障がい者100円)  
④ 回数券や定期券の導入 ⑤ 高齢者割引等の割引制度の導入  
⑥ 乗降場所の表示の工夫 ⑦ 待ち時間の短縮 ⑧ その他( )

本市のあるべき公共交通について、ご意見がありましたら自由にご記入ください。

~~~~最後に、あなたご自身について~~~~

■年代: ① 19歳以下 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代
⑦ 70代以上

■職業・就業: ① 小学生 ② 中学生 ③ 高校生 ④ 大学生 ⑤ 正規の職員・従業員
⑥ パート・アルバイト ⑦ 無職 ⑧ その他()

★★★アンケートは以上です。ご協力ありがとうございます。★★★

【お問合せ先】名寄市総合政策部総合政策室地域課題担当

名寄市役所3階 TEL 01654-3-2111 (内線3310)

監査委員指名および令和 7 年度会計予算（案）について

（経過）

- ・ 令和 2 年 1 1 月「地域公共交通活性化再生法」改正
↓
- ・ 地域公共交通計画作成および計画における補助系統等の位置付けの補助要件化
↓
- ・ 補助金の交付申請者が事業者から法定協議会に変更

◎名寄市地域公共交通推進協議会設置要綱を改正

- ・ 第 8 条（経費及び財務）および第 9 条（監査）を加える

監査委員の指名について

任期：令和 7 年度～令和 9 年度

| | |
|------|--|
| 監査委員 | |
| 監査委員 | |

令和 7 年度会計予算（案）

〔歳入〕

（単位：円）

| 科目 | 本年度予算 | 摘要 |
|-----|-------------|---|
| 補助金 | 1, 275, 000 | 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
（車両減価償却等国庫補助金を含む） |
| 事務費 | 660 | 名寄市 |
| 計 | 1, 275, 660 | |

〔歳出〕

（単位：円）

| 科目 | 本年度予算 | 摘要 |
|-----|-------------|--------------|
| 補助金 | 1, 275, 000 | 運行事業者への補助金支出 |
| 事務費 | 660 | 振込手数料 |
| 計 | 1, 275, 660 | |

改正

平成22年3月31日告示第1010号

平成23年4月18日告示第1030号

平成27年6月30日告示第1035号

平成31年2月13日告示第1002号

令和3年3月31日告示第1018号

令和3年6月23日告示第1041号

令和4年3月31日告示第1026号

令和7年11月17日告示第1050号

名寄市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、名寄市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市営有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (3) 名寄市地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民及び公共交通利用者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 国及び道の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 副市長
- (7) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は前条第2項第6号の委員を充て、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員が、都合により会議に出席できないときは、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開とする。
- 7 協議会で議決した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(専門部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討、運営等を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会が必要と認めた者をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。
- 4 専門部会は必要に応じて関係者を召集し意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総合政策部において行う。

(経費及び財務)

第8条 協議会の運営に要する経費は、名寄市の予算から執行するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会は、国や名寄市から補助を受けて実施する事業がある場合は、必要な経費について名寄市地域公共交通活性化協議会会計を設置し管理するものとし、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、会長が協議会の委員の中から指名する。

- 3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 設置時の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月31日告示第1010号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月18日告示第1030号)

この告示は、公示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年6月30日告示第1035号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年6月19日から適用する。

附 則 (平成31年2月13日告示第1002号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第1018号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月23日告示第1041号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第1026号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年11月17日告示第1050号)

この告示は、公示の日から施行する。